守成クラブ福島　役員規程

第１章　役員の選考基準

（代表世話人）

第１条　代表世話人は、次の要件を満たす者とする。

１．法人格の代表者及び準ずる者。

２．当会世話人を１年以上経験した者。

３．原則としてゴールド会員であること。

４．会員の見本的人物で、例会、世話人会、反省会に積極的に参加し、９０％以上の出席が出来る者。

注、代表世話人は、県代表統括会会長の承認を得なければならない。

（副代表世話人）

第２条　副代表世話人は、代表世話人の補佐役として、次の要件を満たすものとする。

１．法人格の代表及び準ずる者。

２．当会世話人を１年以上経験した者。

３．がんばれ盾以上の受賞者であること。

４．例会、世話人会、反省会に積極的に参加し、８０％以上の出席が出来る者。

（会計）

第３条　会計は、当会全ての会計を任務とし、次の要件を満たす者。

１．法人格の代表者及び準ずる者。

２．当会世話人を１年以上経験した者。

３．例会、世話人会、反省会に積極的に参加し、８０％以上の出席が出来る者。

４．会計関係経験者及び会計知識を持っている者。

（世話人）

第４条　世話人は、次の要件を満たす者。

１．当会在籍１年以上の者。

２．例会、世話人会、反省会に積極的に参加し、８０％以上の出席が出来る者。

３．正会員の者。

第２章　役員の選出方法

（役員選出）

第５条　役員選出は、次の方法により選出する。

１．最初に代表世話人の選考を行い、新代表世話人より三役を提示し、世話人会の

過半数以上の議決で決定とする。

２．新役員選出日は、前もって世話人会の５日前までに各世話人に通知しなければ

ならない。

（役員選考日程）

第６条　役員（三役以外）の選考日程、次の要項にする。

１．毎年３月世話人会において、次期役員案を告知する。

２．毎年４月世話人会において、決議、又は投票で決定する。

３．毎年４月例会において、新役員案を会員に告知し、会員の承認を得るものとす

る。

第３章　旅費規程

（目的）

第７条　この規程は、福島会場世話人が、代表世話人の要請により、他会場出席した場合に適用される。

（支給範囲）

第８条　世話人が、当会を代表して、次の行事に出席要請された場合に支給する。

１．他会場周年行事、県代表統括会行事、全国大会等。

２、その他の理由で、他会場出席が必要と認められ時。（世話人会の承諾が必要）

（支給金額）

第９条　補助金は、下記の金額とし、その都度、事務局に申請し例会当日に支払う事とする。１ヶ月以上届け出が無い場合は無効とする。

１．下記の支給判断は、前もって世話人会の承認を必要とする。

①参加費

　県内外の他会場出席　　　２，０００円

　県代表統括会　　　　　　　　１，０００円

　全国大会　世話人　　　　３５，０００円

②旅費

県内外の他会場出席　　　１，０００円

全国大会　　　　　　　　　　５，０００円

（その他）

第10条　この規程に属さない事項は、その都度、世話人会で、承認、決定される。

（附則）

第１１条　令和４年７月１日から上記規程に改訂実施する。